

# 最終局面を待たず、現業 (業務)職給料表提示させる!

2008賃金確定闘争

11月6日平成20年度給与改定(第6回)団体交渉にて、現業(業務)職給料表が示されました。(2面以降)



東京清掃労働組合  
 千代田区飯田橋3-9-3  
 TEL (3237) 9995  
 1部20円

編集責任者  
 教宣部長  
 木川治

### わが組合の綱領

わが組合は、健全な自主的組織を築き、生活改善を促進し、社会的地位の向上を期す。  
 わが組合は労働者の社会的地位を向上させ、生活改善を促進し、世界に誇れる組合を築く。

## 08年賃金 確定闘争



西川委員長による団結ガンパロー

# 全組合員の方で賃金確定闘争に勝利しよう!

11月4日、午後6時30分より文京シビック小ホールにて2008年賃金確定闘争第1波総決起集会が行われました。集会は、10月10日の特別区人事委員会勧告の内容・今次確定闘争の諸課題を中心にこの間の経過報告がされ、各地連、一組総支部、青年部から力強い決意表明が行われました。  
 続いて、集会決議を採択して西川委員長による団結ガンパローで閉会となり、確定闘争を組合員の団結のもと全力で取り組む意思統一の集会となりました。

集会は、378名の結集で行われ、西川委員長による団結ガンパローで始まり、西川中央執行委員長より今次確定闘争、09予算人員闘争、清掃事業統一交渉を巡る諸課題を闘い抜く決意をこめた挨拶が行われました。  
 来賓には、自治労東京都本部池谷委員長が参加され、全国、とりわけ東京都における現業賃金の改悪攻撃の現状報告があり、国(総務省)の言われ無き不当な介入に屈することなく共に闘おうという力強い連帯の挨拶を受けました。



11月4日 第1波総決起集会

続いて、大島書記長より賃金確定交渉の経過が報告されました。報告は、当日集会で配布されたせいそう労働者速報(抜粋)を中心に行われ、熱心に耳を傾ける集会参加者の姿が目立ち、単組で賃金確定闘争を闘い抜く組合員の心構えが感じ取れました。  
 続いて、第一地連井口副議長、第二地連金子副議長、第三地連春名議長、第四地連吉田副議長、第五地連石田副議長からの力強い決意、一組総支部内山副委員長からの決意、青年部からは今期より書記長となった萩原書記長より闘う決意が述べられました。  
 金子副委員長による集会決議(案)を参加者全員の拍手で確認し、西川委員長による闘う決意をこめた団結ガンパローを三唱し、終了しました。

# 平成20年度給与改定(第6回)団体交渉



給与改定(第6回)団体交渉

1、日時 2008年11月6日 (木) 15時56分から16時00分

2、場所 東京区政会館203階交渉室

3、出席者

区長会

- 水島副区長会会長(豊島区)、山田副区長会副会長(北区)、田中副区長会副会長(墨田区)、野村副区長会役員(港区)、野子副区長会役員(台東区)、野田副区長会役員(大田区)、石神副区長会役員(中野区)、佐藤副区長会役員(江東区)、鎌形副管理者(特人厚) オブザーバー：小林人事企画部長(特人厚)、荒牧調査課長(特人厚)、中田勤労課長(特人厚)

清掃労組

- 金子副委員長、金澤副委員長、大島書記長、染書記次長、山崎財政部長、瀬藤組織部長、野崎共闘部長、大和田賃金部長、吉田現業部長、木川教育宣伝部長、横須賀教育宣伝部副部長

4、議事録

〈清掃労組〉

本日は、2008年年末一時金に関し、別紙の通り要求いたしま

す。

## (要求書手交)

〈区長会〉

ただ今、皆さんから「2008年年末一時金等に関する要求書」をいただきました。要求の内容につきましては、直ちに各特別区長に報告し、事務局にも所要の検討に入らせていたいと思ひます。

さて、本日は、人事委員会勧告で示された給料表及び地域手当の取扱い並びに業務職給料表及び地域手当の取扱い等につきまして、検討結果を申し上げます。

はじめに、人事委員会勧告の給料表及び地域手当の支給割合について申し上げます。

行政職給料表(一)等については、人事委員会の勧告を尊重し、

平成21年1月1日から、地域手当の支給割合を、現行の14.5%から16%に引き上げ、この引上げ分と同率程度、給料月額を引き下げることといたします。

適用日につきましては、平成21年1月1日からといたします。次に、業務職給料表及び地域手当の取扱い等について申し上げます。

業務職給料表については、行政

職給料表(一)における地域手当の支給割合の引上げにあわせて、現在の給料月額を、引上げ分と同率程度引き下げることといたします。

ただし、行政職給料表(一)と同様、初任給付近等の号給については、引下げを緩和いたします。再任用職員の給料月額につきましては、現行どおりといたします。

保障額表につきましては、行政職給料表(一)における地域手当の支給割合の引上げにあわせて、現在の保障額を、引上げ分と同率程度引き下げることといたします。

なお、保障額表を設けた趣旨に鑑み、全ての級号給において地域手当引上げ分と同率程度引き下げることといたします。いずれも平成21年1月1日から適用といたします。

詳細につきましては、別紙給料表等のおりです。私の方からは以上です。

〈清掃労組〉

みなさんとは2006年度の賃金確定から交渉を重ねてまいりました。この間の団体交渉では現業(業務)職給料表の早期提示を求め続けてきました。

昨年の第6回団体交渉でも、「給料表は賃金の基本です。…賃金のベースとなる給料表を示したうえで個々の課題について協議するのてなければ、協議そのものが成り立たないと考えます。早急に現業(業務)職給料表を示すことを

本日の交渉の最初に求めておきます。」としましたが、最終段階になるまで提示されませんでした。その意味で、本日のみなさんからの提案について私どもも歓迎するところですが、具体的な給料表作成にかかわる説明は専門委員会交渉のなかで求めたいと考えています。示された給料表を基本として、今後、諸課題についての議論をしていきたいと思ひます。残された時間は決して多くはありませんが、精力的に協議を行なっていきたいと思ひます。

〈区長会〉

私どもといたしましては、これまで皆さんに提案しました様々な課題についても、精力的に協議し、解決を図ってまいりたいと思ひしております。

以上

## 区長会、業務職給料表を示す！

### 11月6日 平成20年度給与改定(第6回)団交

11月6日(木)、15時56分より、平成20年度給与改定(第6回)団体交渉が行われ、わが組合から、「2008年年末一時金等に関する要求書」を提出しました。同時に、区長会側より、現業(業務)職給料表が提示されました。

わが組合は、2006年度の賃金確定交渉からこの間、「給料表

は賃金の基本であり、賃金のベースとなる給料表を示したうえで個々の課題について協議するのてなければ、協議そのものが成り立たない」と主張し、現業(業務)職給料表の早期提示を求め続けてきました。

勧告どおりの内容であり、給料表そのものは不満ですが、

最終局面を待たずに提示されたことは、一定評価できるものです。来年度以降も現業(業務)職給料表の早期提示を求めていきます。日程的に限られた時間のなかとなりませんが、示された給料表を基に、今後、諸課題について積極的に協議を行っていきます。











# 平成20年度事業関係(第1回)団体交渉

11月4日、平成20年度清掃事業(第1回)団体交渉が行われ、区長会より、不燃ごみ中継所廃止に伴う職員の身分取扱いについて「基本方針(案)」が示されました。

「基本方針(案)」は、「廃止中継所に勤務する職員については、当該中継所の所在区において引き続き任用することを基本とする」「やむを得ない事情があり、当該中継所の所在区での任用が難しい場合は、交渉委員会において調整を行う」というもので、区長会はこの「基本方針(案)」を基に協議を行うとしています。

中継所で働く仲間の中には、収集作業で体を壊して配置されたり、他にも様々な事情で収集作業に戻れない仲間もいます。当該組合員の希望を尊重し、極力希望に沿った対応を求め今後の協議を進めていきます。

また、中継所の廃止ひとつを取っても23区全体での搬入調整が必要なことからも、「年間作業日」「年末年始作業」等、我々の労働条件に直接関わる事項の統一での対応を引き続き求めていきます。

- 1、日時 2008年11月4日 部事務組合、大室 施設管理部 (金)11時40分から11時49分 長(東京二十三区清掃一部事務組合)、小林 人事企画部長(特人厚)
- 2、場所 東京区政会館20階2 橋本 清掃リサイクル主管課長(特人厚)
- 3、出席者 会長(中野区)、中野 清掃リサイクル主管課長(台東区)、池田 清掃リサイクル主管課長(台東区)、副会長(渋谷区)、高木 不燃ごみ中継所所在区代表(港区)、寺嶋 不燃ごみ中継所所在区代表(杉並区)

## 区長会

- 水島 副区長(豊島区)、副会長(渋谷区)、高木 不燃ごみ中継所所在区代表(港区)、寺嶋 不燃ごみ中継所所在区代表(杉並区)
- 野田 副区長(大田区)、荒牧 調査課長(特人厚)、中田 勤労課長(特人厚)
- 佐藤 副区長(江東区)、鎌形 副管理者(特人厚)

- オブザーバー:長尾 清掃主管部長(北区)、渋谷 清掃主管部長(目黒区)、池田 清掃主管部長(練馬区)、大和田 賃金部長、吉田 現業部長
- 清掃主管部長(練馬区)、大和木 教育宣伝部長
- 家入 清掃主管部長(港区)、原 清掃主管部長(江東区)、伊東 清掃主管部長(江東区)

総務部長(東京二十三区清掃一)

## 4、議事録

### 〈区長会〉

それでは、私から申し上げます。不燃ごみ中継所のうち、杉並、三園、芝浦、東品川、尾竹橋の5中継所が平成20年度末に廃止されます。

本日は、不燃ごみ中継所廃止に伴う職員の身分取扱いについての交渉を進めるにあたり、別紙のとおり「基本方針(案)」をお示いたします。

まず、1点目として、廃止予定中継所に勤務する職員については、当該中継所の所在区において、引き続き任用することを基本といたします。

2点目として、やむを得ない事情があり、当該中継所の所在区での任用が難しい場合は、交渉委員会において調整を行うことといたします。

今後、この「基本方針(案)」に基づき、当該中継所の所在区において、各区当局と皆さんで話し合っていたきたいと考えております。

今回の協議は、中継所所在区における協議結果を踏まえ、交渉委員会調整をした上で、行いたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

### 〈清掃労組〉

ただいま、不燃ごみ中継所廃止に伴う職員の身分取扱いについて「基本方針(案)」が示されました。今後の協議を進めるにあ

って、いくつかの点に関してみなさんの考えをお聞きしたいと思っております。

まず第一に、当該職員の希望を尊重し、極力希望に沿った対応を図ることを求めます。中継所における職務内容は、収集作業に比べ肉体への負担が軽微であることから、腰を痛めたなどの身体的な理由で中継所に配置されている職員もいます。また、長年中継所に勤務した後の高齢となつてからの収集作業は極めて厳しいものが予想されます。

私も、それぞれの中継所に勤務する職員について調査を行いました。その結果、職員配置数や年齢だけではなく、当該職員の身体的な諸事情、中継所配置の経緯、中継所勤務年数などの個々の理由についても把握ができています。

また、職員の希望調査の結果では、引き続き当該中継所の所在区での任用を希望する者や、職務の内容を優先し、その希望が叶うならば区間交流も受け入れられるとする者など、本人希望も様々であります。

みなさんが提示した「基本方針(案)」の「当該中継所の所在区において、引き続き任用することを基本」としていますが、このことと拘らずに、十分な調査の上、個々の職員の事情を斟酌し、本人希望を第一とした措置とするための協議の保障を求めるものです。

二つ目に、中継所廃止後に勤務する職場についてです。新たな職場が中継所所在区に存するか否かを問わず、清掃職域であることが必要だと考えています。清掃事業の一環として中継所も特別区的事

務となりました。そこに従事する職員も清掃事業とともに特別区に移管されました。ご存知のように、職員身分が東京都から特別区に移ったその年に中継所廃止が決まりました。しかも中継所廃止の理由が、区によって異なるという「各区の事情」ではありません。処遇に関わる問題もあることから、新たな勤務先は清掃職域内であることは当然であると考えています。

が、皆さんの考え方はいかがでしょうか。三点目は協議日程です。中継所に働く職員は中継所再編の考え方が明らかになった昨年6月以降、不安な思いを長い間抱えながら日々の職務に励んでいます。自らの雇用の不安や労働条件の変更の不安を抱えていては、重大事故にもつながりかねません。当該職員が一日も早く安心して職務に専念出来るよう、早期に結論を導き出すことが必要であると考えています。精力的な誠意ある協議を期待しています。

四点目になります。存続するとされている中継所に関する課題についてです。中継所は「廃止」と「存続」と別れています。「存続」とされている三崎、新宿、堀船、葛飾の各中継所に勤務する職員にとっても、定年まで働き続けられる職場であるか否かという点からは残念ながら決定的な違いはありません。従って、ここでの交渉で確認されたことは、「存続」とされている中継所にあってもその考え方は基本的に同様であると

考えています。この点について皆さんの考えをお聞きしたい。五点目になります。区長会で確

認された廃止予定中継所について、廃止するのかどうか、廃止する場合の時期等、判断は各区で行うという説明をこの間受けてきました。仮に今後の状況如何で、廃止が中止または延期された場合、配置されている職員は引き続き当該中継所に配置されると理解してよろしいか。

最後になりますが、中継所の再編に関しては、そこに働く職員の身分の取扱いだけではなく、搬入調整などの作業計画策定に関わる様々な課題が関連してきます。それらについての十分な情報提供や意見交換、労使双方の合意を前提として必要な交渉などがあると考

えています。みなさんの誠意ある対応をお願いします。

〈区長会〉  
6点についての申し入れがありました。まず、1点目と2点目について、職員の希望を尊重し、極力希望に沿った対応を図ること、中継所廃止後に勤務する職場に関する申し入れがありました。廃止中継所の所在区では職員の意向を確認しており、清掃事務所など清掃関連施設への配置転換で対応することとしております。

3点目の協議日程については、早期に結論が出るよう、精力的に協議をしていく必要があると考えております。廃止中継所の所在区に対して、協力を要請してまいります。

4点目の存続する中継所の職員の身分取扱いについては、存続中継所の所在区と協議していただき

5点目の中継所の廃止時期等に変更が生じた場合の職員の身分取扱いについては、改めて協議することになると考えております。

最後に、情報提供、意見交換については、今後も、誠意をもって対応してまいります。

〈清掃労組〉  
みなさんのお考えは分かりました。みなさんから提案された「基本方針(案)」については了解いたします。

いずれにしても中継所所在区における協議結果を踏まえた今回の協議は、労使合意が必要となる案件です。そのためにも所在区における交渉が円滑かつ円満に進められるようお願いいたします。今後の所在区での協議や交渉は、わが組合の統一交渉委員が担当させていただきます。

4点目の存続する中継所も含めて所在区での交渉を行い、同様な問題が出た場合には改めてみなさんと協議したいと考えていますので、よろしくお願いたします。

廃プラスチックのサーマルリサイクルの本格実施に伴い、不燃ごみ量が大幅に減少し可燃ごみや資源ごみが増えていくことなど、今後も23区全体での搬入調整が必要になってくるのが想定されます。

それらの案件は、私たちの労働条件に直接的に関わってくる事項ばかりです。引き続き、清掃リサイクル主管課長会との情報交換、意見交換を行う場を有効に活用していきたく考えていますので、誠意ある対応をお願いします。

以上